

【消費者庁から製造所固有記号システム更改による次期システムの認証に関する重要なお知らせ】

令和7年4月1日に製造所固有記号制度届出データベースが新システムに移行します。

【注意事項】

★次期システムでのパスワード利用について★

セキュリティの観点から、新システムにおいて現在使用しているパスワードをそのまま使用することができません。

新システムでは、初回ログイン時に、まずは『パスワードの再設定をしていただくことになります』（現行システムで使用しているパスワードを再設定することは可能）。

その際に、ユーザ ID 取得のための基本情報として登録されている届出担当者のメールアドレスに認証用のメールが送付されますので、**令和6年度中に「基本情報の届出担当者」の『メールアドレスを含む登録内容を最新』**にさせていただきますようお願いいたします。

最新の情報については、新年度に担当者が替わるなども考慮のうえ、修正をお願いいたします。

なお、紐づけの際には、現行システムのユーザ ID を用いますので、移行前にユーザ ID の確認と保管をお願いいたします。

★g ビズ ID の利用について★

新システムにおいては、g ビズ ID 認証を用いることが基本となります。なお、g ビズ ID は g ビズ ID プライムと g ビズ ID メンバーのみ使用でき、**g ビズ ID エントリーは用いることができません。**これにより、現行システムでは1事業者1アカウントであるところ、今後は同一事業者であっても、g ビズ ID メンバーを用いることで複数アカウントを作成できるようになります。

G ビズ ID の詳細については参照 URL よりご確認ください

（参照 g ビズ ID | Home : <https://gbiz-id.go.jp/top/> ）

なお、令和7年3月28日までにユーザ ID を取得された事業者においては、**『当面の間はユーザ ID でのログインが可能』**ですが、**令和7年4月1日以降、新たに本届出データベースを利用する事業者においては、『g ビズ ID 認証が必須』**となります。

また、**『ユーザ ID と g ビズ ID を紐付けることが可能』**ですが、**一度紐付けを行うとユーザ ID を使用することはできなくなります。**

※ 不正アクセスの防止等の観点から二要素認証によるログインとなります。

★I Dの取得について★

現行システムで受付完了前の基本情報は次期システムに移行できません。基本情報を現行システムで届出し、**令和7年3月28日（金）までに受付完了に至らず現行システムのユーザ ID が発行されない場合、『新システムで g ビズ認証を用いたログイン』が必要**となります。